

議案第 6 7 号

令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和 7 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
1 港 湾 整 備	2 整 備 費	上 屋 倉 庫 整 備 事 業	千円 10,153
事 業 費		東 扇 島 コ ン テ ナ 事 業	980,623
		東 扇 島 施 設 整 備 事 業	1,003,476
合	計		1,994,252